

平成 17 年 10 月 21 日

金融庁 監督局総務課バーゼル 推進室 御中

全国銀行協会

「繰延税金資産の算入の適正化に伴う自己資本比率告示の改正案」
に対するコメント（確認事項）について

今般、当協会では、平成 17 年 9 月 22 日に公表された標記改正案に対するコメント（確認事項）を別添のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別 添)

「繰延税金資産の算入の適正化に伴う自己資本比率告示の改正案」
に対するコメント(確認事項)

全国銀行協会

1. 「繰延税金負債の範囲」について

告示改正案第4条第7項に、「・・・、繰延税金資産の純額(繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。・・・)」とあるが、ここでいう「繰延税金負債」には、「土地の再評価にかかる繰延税金負債」が含まれない、との理解でよいか。

2. 繰延税金資産の純額の基本的項目算入額の計算方法について

(1) 告示改正案第4条第7項(第14条第8項、第23条第3項、第30条第3項)の規定に基づく繰延税金資産の基本的項目への算入に関しては、以下の方法により計算することによいか。

(計算方法・計算例)

基本的項目(含、繰延税金資産の純額)を用いて、繰延税金資産の算入可能額を計算する。

繰延税金資産の純額が算入可能額を超過している額を計算する。

当該超過している額を基本的項目(含、繰延税金資産の純額)から控除する。

(前提条件)

- ・ 基本的項目(除、繰延税金資産の純額): 55
- ・ 繰延税金資産の純額: 45
- ・ 基本的項目(含、繰延税金資産の純額): 100
- ・ 基本的項目に占める繰延税金資産の割合(上限): 20%

(計算例)

$$100 \times 20\% = 20$$

$$45 - 20 = 25$$

$$100 - 25 = 75 \text{ (基本的項目の額)}$$

(2) 単体自己資本比率算定に際し、告示改正案第 14 条第 8 項および現行告示第 14 条 3 項の規定は、以下の方法により計算することによいか。

(計算方法)

海外特別目的会社の発行する優先出資証券について 25% を限度として算入した基本的項目を算出する(従来同様)。

で算出した基本的項目に対し、今回定められた割合に基づき超過している繰延税金資産を控除する。

で算出した繰延税金資産を控除した後の基本的項目に関し、海外特別目的会社の発行する優先出資証券の算入額が 25% となるように再度調整し、基本的項目の額を確定する。

(前提条件)

- ・ 資本金、剰余金 : 90
- ・ 繰延税金資産 : 60
- ・ 優先出資証券 : 40
- ・ 基本的項目に占める繰延税金資産の割合(上限) : 40%

(計算例)

	単純合計				
基本的項目	130				
資本金、剰余金	90				
繰延税金資産	60				
優先出資証券	40	10			
			12		
				4	

以 上